

菊 総 総 第 304 号  
令和 4 年 3 月 31 日

建設工事入札参加者 各位

菊川市長 長谷川寛彦  
(総務課契約検査係扱い)

## 菊川市における入札契約制度の改正等について

日頃より、本市の公共事業の推進にあたりまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等から入札契約制度を下記とおり変更としました。

つきましては、入札参加者の皆様におかれましては、ご留意いただきますようお願い致します。

### 記

#### 1 入札参加者の選定について

入札参加者の選定の要件にある地域的条件については、次の順位により選定するものとする。

- (1) 菊川市内に本社を有する者（市内業者）
- (2) 本社は市外で菊川市内に営業所等を有する者（準市内業者）
- (3) 本社、支店、営業所等が市外の者（市外業者）

#### 2 下請負等における市内業者の活用促進について

本市では、かねてより事業の発注にあたりまして、地域経済の活性化及び担い手の確保の観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

入札参加資格登録業者の皆様におかれましては、このような本市の考え方についてご理解いただき、本市発注事業を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

- (1) 本市発注事業の履行に際し下請発注する場合は、できる限り市内業者を活用するようお願いいたします。
- (2) 事業を下請発注する場合は、適正な価格及び施行期間で請け負わせることや下請代金を適正な期間内に支払うことなどの下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。

- (3) 本市発注事業の履行にあたり必要な資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。

### 3 相指名業者への下請負契約の制限の緩和について

相指名業者（同一の競争入札において入札した者をいう。以下同じ。）による下請負については、法令で禁止されていませんが、入札前に下請契約することを約束して特定の企業に受注させる等、入札参加者同士が結託するおそれを生じさせ、入札談合に繋がりがねない行為であることから、望ましくないものとされています。

そのため、本市では、過去から相指名業者による下請負を禁止していましたが、令和4年4月1日以降は、一定の条件を満たす場合には、それを一部認めるものとします。

相指名業者への下請負を認める場合は、次のアからウを満たすものとする。

ア 下請負の相手方は、菊川市内に本社（本店）を有している者に限る。

イ 下請負できる事業は、建設業法において発注工種と異なる工種とされる事業に限る。

ウ 本市（発注担当課）の承諾を受けていること。

- ※ 本市が承諾していないにもかかわらず、相指名業者と下請契約がなされた場合には、受注者（元請業者）及び当該相指名業者（下請業者）は、指名停止措置等の対象となりますのでご注意ください。

### 4 ダンピング対策について

#### 4-1 建設工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

調査基準価格の計算式において、一般管理費等の参入率を「10分の5.5」から「10分の6.8」に引き上げる見直しを行いました。その他算定方法等については、「菊川市低入札価格調査実施要領（平成26年告示第35号）」によりご確認ください。

担 当：総務部 総務課 契約検査係  
電 話：0537-35-0920  
F A X：0537-35-2117